

講ずる。

2) 指定法人

指定法人を指定し、①製造業者等の倒産等により義務者が明らかでない場合及び②中小規模の製造業者及び輸入業者の委託による場合に、対象機器の再商品化等を実施する、③対象機器の製造業者等への引渡しに支障を生じている地域の市町村又はその住民からの求めに応じ対象機器を製造業者等に引き渡す等の業務を実施、④再商品化等に関する調査並びに普及・啓発及び⑤排出者、市町村等の照会に応じる。

3) 製造業者等及び小売業者への監督（罰則等）

製造業者等及び小売業者による業務履行を確保するため、引取り、再商品化等の義務に違反する場合の勧告・命令・罰則、報告徴収・立入検査等所要の監督を行う。

4) 廃棄物処理法との関係

廃棄物処理法に基づき、再商品化等の工程において生活環境保全上支障が生じないよう措置を講ずる。また、再商品化等の円滑な実施を図るため、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可について特別措置を講ずる。

(8) 施行時期及び再検討

- ・平成10年12月に一部施行され、平成13年4月1日より本格施行（製造業者等及び小売業者への義務付け）する。
- ・本法律の本格施行後5年経過後、制度全般について再検討する。

第2節 法律制定の背景

（家電リサイクル法制定の経緯）

問568 なぜ、家電リサイクル法が作られたのか。

答568 家庭から排出される廃棄物は基本的に市町村が収集し、処理を行ってきた。ところが、粗大ごみの中には、非常に大型で重いため他の廃棄物と一緒に収集することが困難であったり、非常に固い部品が含まれているため粗大ごみ処理施設での破碎が困難であるものが存在する。家電製品は、これに該当するものが多く、また、金属、ガラスなどの有用な資源が多く含まれるものの、市町村による処理・リサイクルが困難で大部分が埋め立てられている状況にある。

家電製品のリサイクルの実施を確保することは、このような状況に対応し、廃棄物の減量、資源の有効利用に大きく貢献するものである。このため、リサイクルの体制整備、製造業者、小売業者を含む関係者の適切な役割分担、技術、将来展望など様々な観点から検討を行い、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が制定された。

【適正処理困難物制度】

平成3年の廃棄物処理法の改正により適正処理困難物（指定一般廃棄物）制度が創設され、市町村は処理が困難な一般廃棄物について製造・販売業者等の協力を求めることができることになった。平成13年度までに、廃タイヤ、廃スプリングマッ

トレスとともに、25インチ以上の廃テレビジョン受信機、250リットル以上の廃電気冷蔵庫が対象となっている。この制度の下、家電販売店での家電製品の引取りが行われているが、十分なリサイクルが行われているとは言えない状況にある。

(平11.10.7厚生省 法Q&A)

第3節 基本的事項

(家電リサイクル法とは)

問569 家電リサイクル法とは何か。

答569 正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」である。

平成10年6月5日公布、平成13年4月1日本格施行である。

これは一般家庭や事業所から排出された特定の家電製品（特定家庭用機器／テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンが対象）の有用な部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量、資源の有効利用を推進するための法律である。（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

(家電リサイクル法の基本的な考え方)

問570 家電リサイクル法の基本となっているのはどのような考え方なのか。

答570 一般廃棄物の処理は基本的に市町村にその責任があるが、家電リサイクル法は、このような廃棄物の中で、市町村ではリサイクルが困難な家庭用機器廃棄物について、消費者、小売業者、製造業者等（製造業者・輸入業者）が応分の役割分担をし、廃棄物の減量と資源の有効利用を図ることが基本となっている。

また、このような家庭用機器は企業等からも排出される（産業廃棄物である）ことがあるが、家電リサイクル法では、このような廃棄物も一緒に取り扱うこととしている（この法律での「排出者」は家庭用機器廃棄物を排出する家庭及び企業等全てを含めたものである）。

それぞれの役割分担は、排出者は適正な排出、小売業者は排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等は引取りとリサイクル（再商品化等）であり、関係する全ての人々が協力してリサイクルを進めていくものである。また、その際、排出者は小売業者や製造業者等に対し適正な料金を支払うことを基本としている。

(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(家電リサイクル法による有価物としての取扱い)

問571 家電リサイクル法の解説を見ると、定義を規定する第2条第1項では、「部品及び材料を分離し、…原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態となったものは、有価物であり廃棄物でないため、これを利用する者は廃棄物処理法上の許可は不要である。」としている。

第2条第2項においても、「部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供するもの…を熱を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態」のものは、廃棄物でないとしている。

廃棄物処理法では、無償で譲渡するものは廃棄物であるとしているが、家電リサ